

北谷中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(学校基本理念)

いじめは、生徒の心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼし、不登校や生命に関わるような重大事件を引き起こす背景ともなる深刻な問題である。本校では「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」との認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け取り組む。さらに、いじめの防止等については、被害生徒の生命、心身を保護することが重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を図りながら対策を行う。

(いじめの定義)

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条 抜粋）

(いじめの禁止)

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

（「いじめ防止対策推進法」第4条）

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

2 いじめの防止対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① いじめの未然防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・生徒会活動の活性化を図り、生徒の心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりや、誰もが行きたくなる学校・学級づくりの推進を図る。
- ・生徒に関わるいじめに関する情報（インターネット上を含む。）や問題行動などの情報収集に努める。

② いじめの早期発見、早期対応

- ・いじめを早期に発見するため、教育相談旬間を設定し個人面談等を行う。
- ・「アンケート」を定期的実施し、生徒の実態等を把握し適切に対処する。
- ・生徒及び保護者がいじめの相談を行うことができるよう、相談体制の整備を図る。
- ・「沖縄県いじめ防止・対応マニュアル」を活用するとともに、教職員の共通理解、保護者・地域・関係機関との連携を推進する。

③ いじめの防止等のための対策

- ・「スクールカウンセラー」を積極的に活用し、生徒・保護者・地域が相談しやすい体制づくりに努める。
- ・いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図るため、教職員研修を年間計画に位置づけ実施する。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ネット上のいじめが確認された場合は、速やかに教育委員会及び警察署等と連携する。
- ・生徒及び保護者が、ネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう「情報モラル教室」「サイバー犯罪防犯教室」等を実施する。

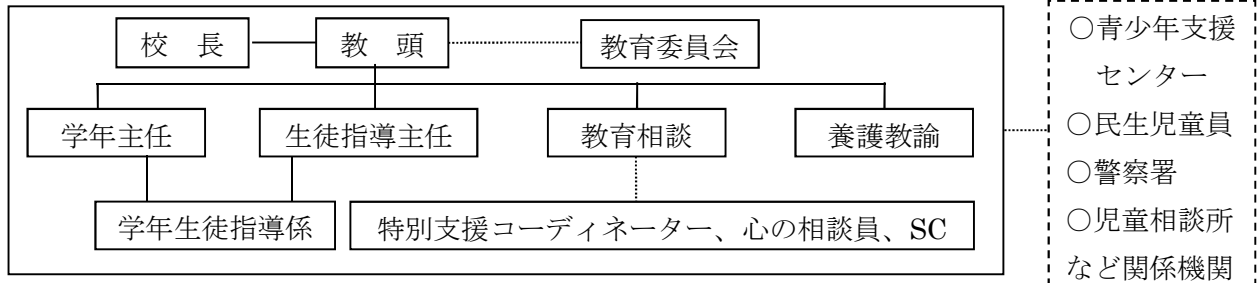
(2)いじめの防止等に関する取組

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する

構成員： 学校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、学年生徒指導係、養護教諭、教育相談担当とする。

※ 状況によっては、SCや特支コーディネーター、心の相談員、教育委員会、町青少年支援センター、民生児童員、警察、児童相談所などの関係機関をメンバーに加えることとする。



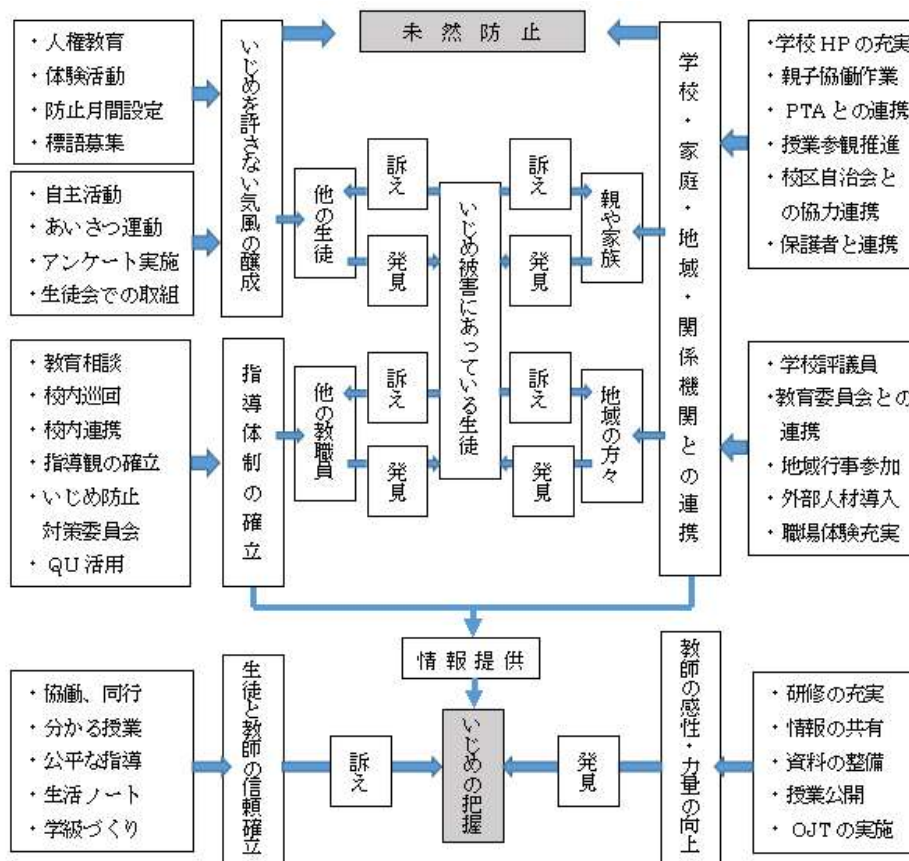
- (活動)
- ・週1回の生徒指導・教育相談部会で情報交換を行い、必要な対応策を協議する
 - ・毎月1回の生徒指導アンケート調査を行い、いじめの実態把握に努める
 - ・緊急対応のいじめ事案が発生時は、臨時に開催する

② いじめに対する措置

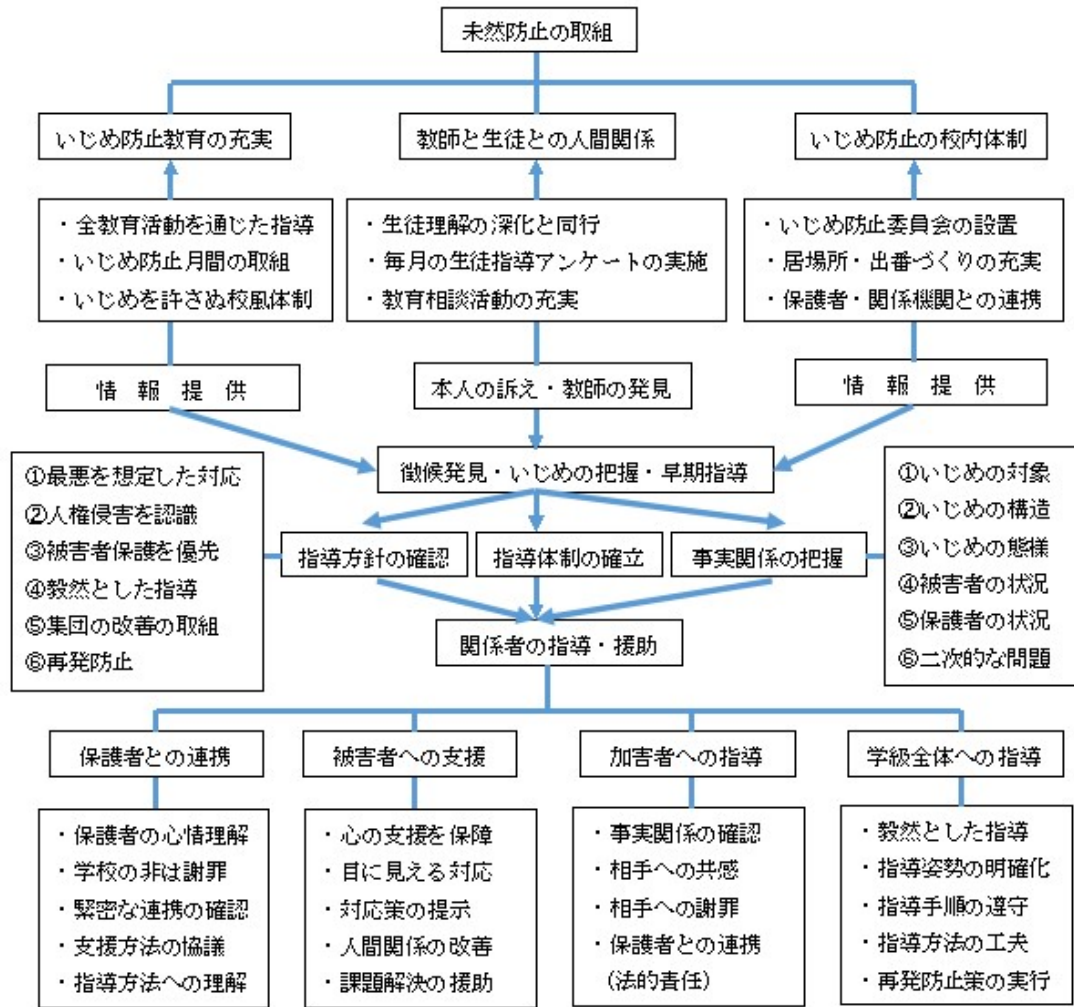
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめの関係者間のトラブル等を生じさせないよう、いじめ事案の情報を関係保護者と共有する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

3 いじめ防止に関する組織的対応

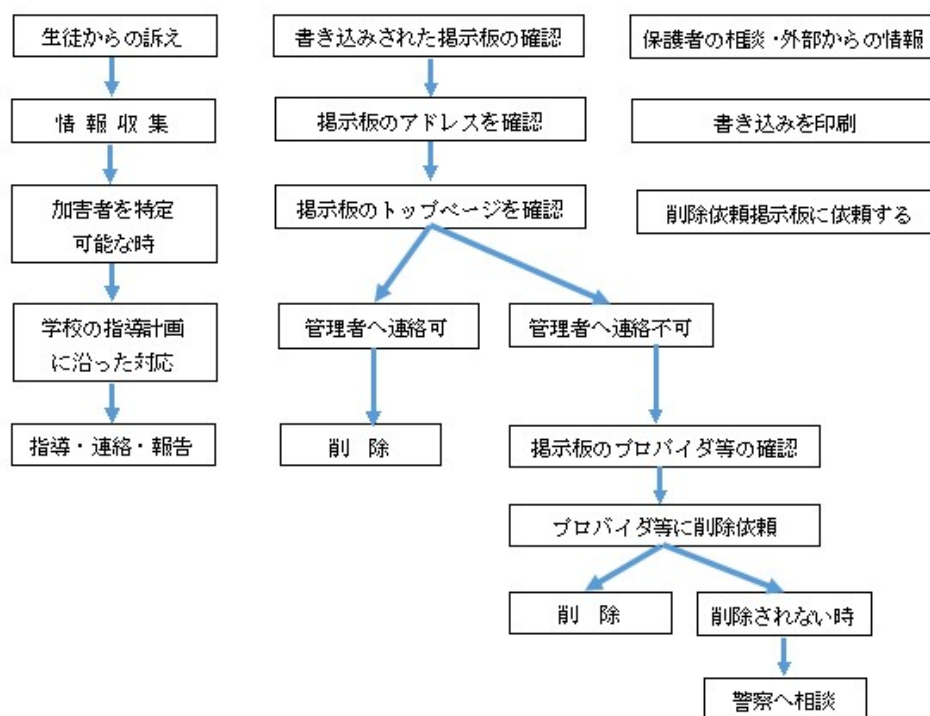
(1) いじめの早期発見・早期対応



(2) いじめ未然防止の取り組み



(3) ネットいじめの対応



[具体的対応]

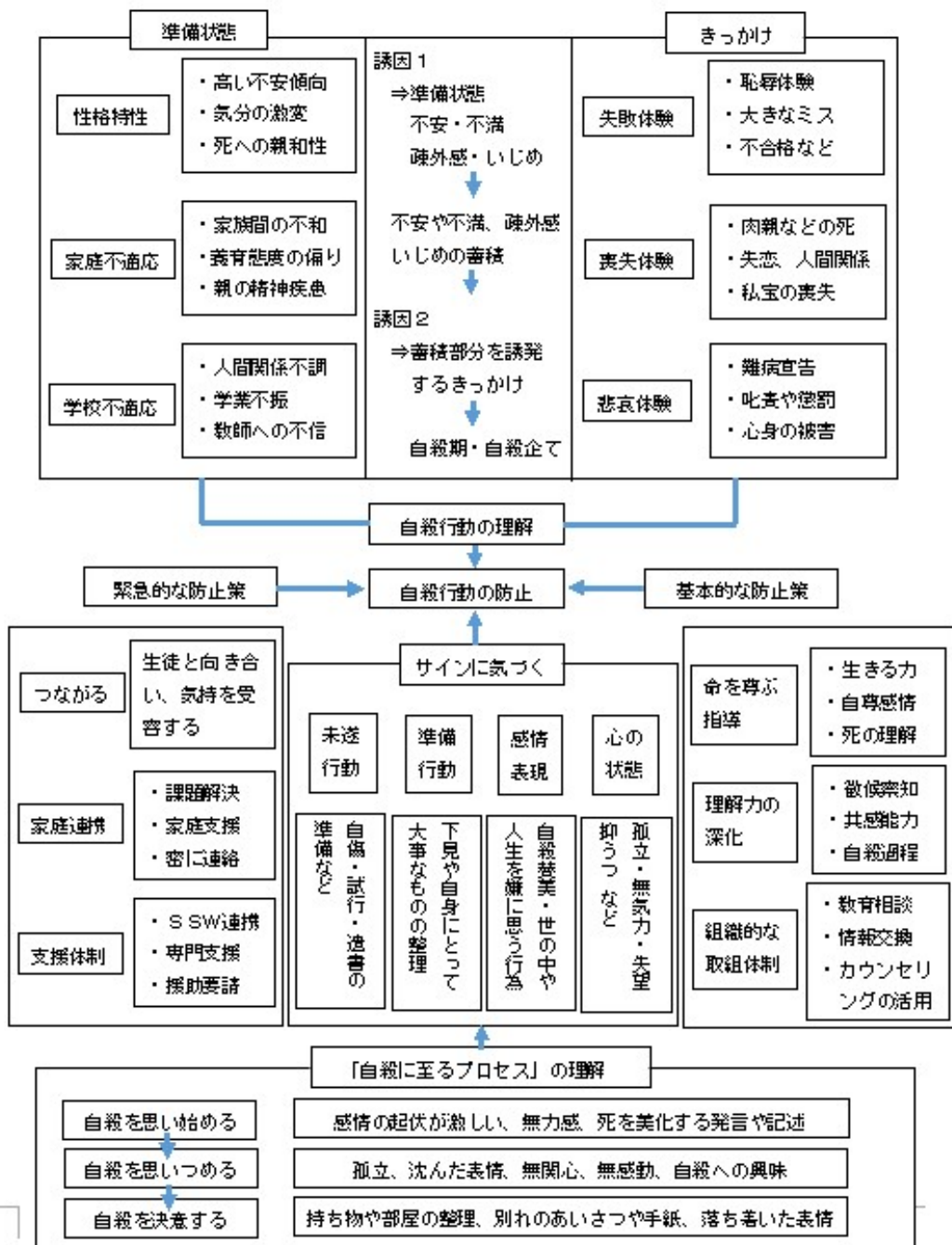
- 1 書き込みのあったプロフ等のURL(ウェブサイトアドレス)を控え、書き込み内容を印刷し内容を保存する。
- 2 トップページを表示し、「管理者のメール」「お問い合わせ」をクリックする。
- 3 管理者に削除依頼内容を書き込み、メールする。
- 4 管理者が不明な場合や依頼しても削除されない場合は、プロバイダ(サービス提供会社)に削除依頼をする。
- 5 管理者やプロバイダに依頼しても削除されなければ、警察等に相談する。

(4) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた等の場合は、以下の対応を行う。

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告し、協議の上、対応する組織を設置する。
- 事実関係の調査を実施し、当該生徒や保護者に対し、事実関係・必要な情報を適切に提供する。

① 自殺の未然防止



② 自殺が起こった場合の対応

※ 万が一、生徒の自殺が起こった場合には以下のことに注意し対応する。

- ア 遺族への弔意：心からの哀悼の意を表する。
- イ 生徒への対応：伝達内容を全職員で確認し、「亡くなった事実」を伝える。特に自殺に関わったおそれのある生徒等（加害生徒や友人等）には特段の配慮をする。
- ウ 自殺に関する学校調査においては、慎重に行う。
- エ 「いじめ」が要因の一端と考えられる場合は、保護者の了承のもと、関係者からの事情徴収を行う。その際には、遺族に対して正確な情報提供に努め、調査の進め方等を説明する。
- オ マスメディア対応は窓口を一本化して、公開可能な情報は逐次伝達・掲示する。
- カ P T A役員や学校評議員、地域関係者の支援を得て、全保護者へ説明責任を果たす。
- キ 二次的問題を防ぐために、情報収集に努めるとともに相談体制を整える。
- ク 教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

